

<グリーン分野>

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーに関しては、S+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことが重要である。また、カーボンニュートラルの実現に向けては、EV普及に向けた充電器の整備のための規制・制度の見直し等も必要である。このような観点から、以下の事項について、重点的に取り組む。

(1) カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|-------------------------------|---|---|------------------------|
| 1 | EV用充電器の整備に係るロードマップの策定 | <p>カーボンニュートラルに向けて、走行時に二酸化炭素を排出しないEVの普及が重要であるが、その前提として、EV用充電器の整備を進める必要がある。この点、EV用充電器については、経路充電、基礎充電、目的地充電に係る充電器がバランスよく設置され、適切な場所に適切な数、充電出力等の性能が十分確保された充電器を設置することが重要である。これらの点を踏まえ、経済産業省は、必要に応じ国土交通省の協力の下、EV用充電器の整備に係る下記ロードマップを策定する。</p> <p>a 高速道路におけるEV用充電器の整備に関するロードマップ</p> <p>b a以外の経路充電、基礎充電、目的地充電に係るEV用充電器の整備に関するロードマップ</p> | <p>a：措置済み</p> <p>b：令和5年度上期 目途措置</p> | <p>経済産業省 国土交通省</p> |
| 2 | サービスエリアパーキングエリア(SA・PA)の充電器の設置 | <p>全国の高速度道路のSA・PAの駐車場において、高出力の急速充電器を設置する際、EV用充電器の設置主体となる事業者が充電能力の拡張性(更に需要が増えた場合に備えた用地や工事計画上の配慮(電線の埋設管路の設置等))を確保しつつ、円滑にEV用充電器の設置事業を進められるよう、国土交通省、経済産業省は、NEXCO等の高速度道路会社や独立行政法人日本高速度道路保有・債務返済機構等の関係機関と適切に連携しつつ、ロードマップの実現のために当該事業に協力する。</p> | 措置済み | <p>国土交通省 経済産業省</p> |
| 3 | 高速道路近傍の | 国土交通省は、高速道路の一部のSA・P | 令和6年度措置 | 国土交通省 |

| | | | | |
|---|-----------------------------|---|-------------------------|----------------|
| | EV充電器利用のための高速道路からの一時退出の実現 | AにおけるEVの充電渋滞の解消に向けて、高速道路を一時退出した上で、高速道路近傍のEV用充電器を利用できるようにするため、高速道路からの一時退出による充電器利用でも一時退出しない場合と同じ料金を適用できるよう経済産業省やEV用充電器の設置主体となる事業者とも連携しつつ、措置する。 | | 経済産業省 |
| 4 | 道の駅における急速充電器の整備 | 全国の道の駅において、高出力の急速充電器を設置する際、EV用充電器の設置主体となる事業者の責任の下、充電能力の拡張性（更に需要が増えた場合に備えた用地や工事計画上の配慮（電線の埋設管路の設置等））を確保しつつ、円滑にEV用充電器の設置事業を進められるよう、国土交通省から道の駅の設置者である市町村等に対し、当該事業に協力するよう通知を発出する等の措置を行う。 | 令和5年度上期目途措置 | 国土交通省 |
| 5 | EV用充電器の設置促進に係る補助制度の検討 | EV用充電器に対する設置促進に係る補助制度において、ロードマップと整合性のある、真に必要で利便性向上につながる計画（箇所、設置基数など）を持つ事業者による充電器設置が進むことや、将来の能力拡張（出力、基数）がスムーズに進むことを目的に、要件等を検討し、必要な措置を講ずる。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 6 | 一般道における道路占用許可等の基準の明確化 | 一般道にEV用充電器を設置する際の道路占用許可等の基準を各自治体が定めやすいよう、国がガイドライン等を作成・公表し、各自治体に周知を行う。 | 措置済み | 国土交通省 |
| 7 | 緑化地域制度におけるEV用充電器スペースの扱いの見直し | 緑化地域における商業施設等において設置されるEV用充電器スペースの扱いについて、緑化率の算定方法を整理した上で、通知等により全国の地方公共団体宛てに示し、かつ公表する等の措置を講ずる。 | 令和5年度上期措置 | 国土交通省 |
| 8 | 新築集合住宅へのEV用充電器の設置の促進 | a 新築集合住宅を供給する事業者に対し、自社が供給する集合住宅へのEV用充電器の積極的な設置について要請文書の発出等を行う。 b 経済産業省において、補助制度の改善等を図るとともに、国土交通省と協力して、自治体における補助制度との連携や事業者に対する支援措置の周知・普及を行う。 | 令和5年度上期目途措置 | 国土交通省 経済産業省 |

| | | | | |
|----|--------------------------------------|--|-------------------------|-----------------------|
| 9 | 既設の集合住宅へのEV用充電器の設置の容易化 | 既設の集合住宅へのEV用充電器の設置の容易化を図るため、管理組合の合意形成の円滑化に資する具体的な方策として、標準管理規約コメントにおけるEV用充電設備の設置に係る記載の充実化等について、法務省、国土交通省及び経済産業省の連携の下、検討し、必要な措置を講ずる。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 法務省 国土交通省 経済産業省 |
| 10 | 月極駐車場へのEV用充電器の設置の促進 | 月極駐車場へのEV用充電器の設置促進のため、充電器に関する補助制度について、月極駐車場が補助対象であることを含めて、充電事業者や駐車場管理事業者等に周知を行う。 | 令和5年度上期措置 | 経済産業省 |
| 11 | 集合住宅における充電スペースに係る総合設計制度上の扱いの合理化 | 国土交通省はa及びbの場合について、充電器を一般に開放する場合か否かにかかわらず、「敷地内にEV充電器を設置する建築物」を市街地の環境の整備改善に資するものとして、建築基準法に基づく総合設計制度による容積率割増しを行うことについて検討した上で（その際には、当該充電用スペースが公開空地になる場合と同等水準の容積率の割増しを行うことについても検討する。）、各地方公共団体に通知する等の必要な措置を講ずる。 a 新築の集合住宅の建設の際に、当該集合住宅の駐車場等も含めた敷地内にEV用充電器を設置する場合 b 既存の集合住宅において、既に設定されている公開空地にEV用充電器を設置する場合 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 国土交通省 |
| 12 | EV用充電器を設置している住宅の取得を促す措置 | EV用充電器を設置している住宅の取得を促すインセンティブ制度の導入に向けて、必要な措置を講ずる。 | 措置済み | 国土交通省 |
| 13 | 集合住宅の駐車場の附置義務に関するEV用充電器スペースの算入可否の明確化 | 経済産業省が作成するEV充電器普及のロードマップの方針を踏まえ、駐車場法に基づく附置義務制度の考え方を示すとともに、地域の実情に応じた事例を紹介すること等を内容として、駐車場法に基づく附置義務条例を制定し得る地方公共団体に対して通知を発出するとともに、その内容を公表する等の必要な措置を講ずる。 | 令和5年度上期目途措置 | 国土交通省 経済産業省 |
| 14 | 大規模小売店舗 | 経済産業省はショッピングセンター、ホー | a：措置済み | 経済産業省 |

| | | | | |
|----|--|---|---------------------------|-------|
| | 立地法における駐車場収容台数についてのEV用充電器付き駐車スペースの算入に係る明確化 | ムセンター、スーパーなど大規模小売店舗に設置するEV用充電器付きの駐車スペースに関し、下記の場合について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）上の必要な駐車場の台数に算入可能である旨を明確にするため、自治体に対し、通知の発出等必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容をホームページ上で公表する。 a 例えば、EV等を優先する駐車マス等EV以外の自動車（ガソリン車等）の利用を完全に排除しないような場合 b 「EV専用」駐車スペースとする場合 | b：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | |
| 15 | EV用急速充電器の消防法上の設置方法及び届出等の解釈の統一化 | EV用急速充電器の設置方法に係る関係規定の解釈や届出の際の提出書類について、各消防管区で統一化を図るため、通知を発出する等の措置を講じ、周知を行う。 | 措置済み | 総務省 |
| 16 | 受電電圧600V以上のEV用充電器について一般EVユーザーが扱えることの解釈の明確化と周知等 | 経済産業省は、受電電圧600V以上のEV用急速充電器について、EVの一般ユーザーが充電行為を行える旨について、例えば「電気設備の技術基準の解釈の解説」等に追記することにより、広く周知を行う。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 17 | 「高圧」扱いとなる場合のEV用充電器の安全な施設方法の明確化 | a 電圧が直流750Vを超え、1500V以下のEV充電器用充電ケーブルについて、海外の基準も検討材料とした上で、電気設備の技術基準の解釈等において、EV充電器用充電ケーブルの構造要件を明確化するとともに、自家用電気工作物となるEV用充電器の技術基準について明確化し、周知する。 b EV用充電器に係る高圧の機械器具について、現状、機械器具をコンクリート製の箱等に収め、充電部分が露出しないように施設するといった基準があるが、具体的にどのような設置形態とすれば、上記の規制に抵触しないのか、施設方法等を明確化すること。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 18 | 高電圧のEV用充電器の保安を担当する主任技術者に関する制度の合理化 | 今後、主任技術者の高齢化によりEV用充電器の保安の担い手が不足する一方で、EV利用者の利便性の観点からは、高出力・高電圧の充電器の設置が求められる。このような中で、より多くのEV用充電器の保安を主任 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |

| | | | | |
|----|-------------------------------|--|----------------------------|-------|
| | | 技術者が担当できるよう、経済産業省において、外部委託承認制度における点検頻度の在り方・換算値等の見直しについて検討を行い、結論を得て、結論を得次第速やかに措置する。 | | |
| 19 | 急速充電器の互換性の確保 | 特定のEVのみしか接続できない仕様となっている急速充電器について、自社のユーザー向けのサービスとして設置している状況を尊重しつつ、他の規格との接続性を高め、他のユーザーの利便性が向上するよう必要な措置を検討し、検討結果に応じた措置を講ずる。 | 可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 20 | 急速充電器の互換性テストを行う環境の構築 | CHAdeMOの認証を取得した充電器であっても、EVと接続できない場合や所定の受電出力が出ない事象が発生している。このため、希望する車両メーカーが、CHAdeMOの認証を受けた様々な充電器と接続確認ができる場を提供する。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 21 | 普通充電器の出力上限の見直し | 普通充電器の充電時間の短縮による利便性向上の観点から、JARI認証における6kWの上限について、海外の規格等を参考とし、より高出力のものまで認証されるよう検討する。 | 令和5年度末目途措置 | 経済産業省 |
| 22 | EV用充電器を設置した事業者等を適切に評価する仕組みの構築 | 地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガス排出量やその抑制方策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定と提出を求める「地球温暖化対策計画書制度」に関して、当該制度に係るガイドラインにおいて、事業者によるEV用充電器の設置等を評価項目例として新たに追加するとともに、その好事例を記載する。 | 措置済み | 環境省 |
| 23 | EV用充電器の不具合発生時の復旧作業の合理化に向けた取組 | EV用充電器について、不具合が発生した際に、可能な限り遠隔監視・制御技術によるリセット（再起動）を可能とし、EV用充電器の利便性を向上させるため、例えば、OCPP（Open Charge Point Protocol）を搭載したEV用充電器を普及させるための施策を実施する等の必要な措置を講ずる。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 24 | 屋外広告物条例におけるEV用充電器案内看板の設置基準の整 | 公共性が高く、全国的に設置されるEV充電器の案内看板の扱いについて、対応が異なる各地方公共団体における具体的な判断の相違点を含め必要な点の実態を整理し、地方 | 令和5年度上期措置 | 国土交通省 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 理 | 公共団体に対し国土交通省より通知を发出するなど技術的助言等の必要な措置を講ずるとともに十分な周知を行う。 | | |
|---|--|--|--|

(2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設置促進等

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|-----------------------------|--|--|-------|
| 25 | ECHONET Lite機器の接続性の確保に向けた措置 | ECHONET Lite機器であれば、ホワイトリスト等で限定をされることなく、メーカーを問わず、全てのECHONET Liteの認証を取得したHEMSコントローラーと接続可能となるよう、ECHONET Liteに関する制度設計の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。 | 令和5年10月までの可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 26 | 新たなスマートホームシステムへの対応 | ECHONET Liteでの接続システムだけでなく、近年国内で登場したAPIを活用したスマートホームのシステムや海外の新たな通信規格を活用したスマートホームのシステムが混在する環境下においても、住宅内において、消費者の利便性の観点も踏まえ、既存の特定の通信規格によらず各機器が接続できる環境の構築が重要である。このため、特定の通信規格によらず、包括的に接続可能となる新たなシステムの導入を可能とするためのガイドラインの活用に向けて、事業者働きかけを行う。 | 令和5年10月までの可能な限り早期に措置 | 経済産業省 |
| 27 | HEMSに係る目標の策定 | HEMSは自家消費の最適化や、それを通じた省エネにも有効であり、HEMSに係る国の目標・指標等を適切に設定する必要がある。この点、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」や「2020年度における地球温暖化対策計画」の進捗状況における導入率や指標について、現状では、「スマートホームデバイス」が含まれているところ、 a 「スマートホームデバイス」の導入について、それがエネルギーマネジメントにつながるのか否か及びその省エネ効果について検討する。 b 家庭部門の徹底的なエネルギー管理の実施に係る省エネ目標については、aにおける検討結果等を踏まえて修正要否について検 | a：令和5年内のできるだけ早期に開始 b：令和5年度から検討を開始し、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |

| | | | | |
|----|--|---|----------|-------|
| | | 討した上で、検討結果に応じて、必要な措置を講ずる。 | | |
| 28 | 太陽光発電リースの住宅ローン上の扱いに関する金融機関への情報提供 | 住宅等への屋根置き太陽光設備の導入について、初期費用を軽減できるリース等により太陽光発電設備を設置する事例も増えてきているところ、リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査に関しては、例えば、自家消費による電気代削減や売電収入等の側面についても考慮すること等を必要に応じて検討することを、金融機関等に対し適切に周知する。 | 措置済み | 金融庁 |
| 29 | 屋上に架台を取り付けて太陽光パネルを設置する際の建築基準法における取扱いの明確化 | 建築物の屋上に架台を取り付け、その上に設置する太陽電池発電設備について、当該太陽電池発電設備の架台下の空間にキュービクルや室外機等の建築設備が設置されることのみをもって、建築基準法上の主要構造部に該当しないことや、当該架台下の空間は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定される床面積及び階数に算入されないこと等を明確化するため、通知を発出する。 | 措置済み | 国土交通省 |
| 30 | 目安光熱費の表示について | 建築物の省エネルギー性能の広告表示について、目安光熱費を表示する際のルールを定めるのに併せて、当該目安光熱費の表示をすることが望ましい旨をガイドライン等において、明記する。 | 令和6年4月措置 | 国土交通省 |

(3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|--|--|--------------------------|------|
| 31 | 一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の危険物規制の体系・適用の在り方の検討 | 消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットィングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。 | 令和5年度内に課題を洗い出し、その後速やかに結論 | 総務省 |
| 32 | 一般取扱所におけるリチウムイオン蓄電池の消 | 一般取扱所におけるリチウムイオン電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 総務省 |

| | | | | |
|----|--|--|---------------------------|-----|
| | 火設備に関する見直し | 置を講ずる。 | | |
| 33 | 鋼板製の筐体 ^{きょうたい} で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池についての指定数量の合算方法の見直し | EV用リチウムイオン蓄電池について、鋼板製の筐体で覆われ、かつ充電率が一定値以下等の要件を満たすものについては、指定数量の合算から除外するよう必要な措置を講ずる。 | 令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 総務省 |
| 34 | 定置用リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和 | 消防庁は、消防法（昭和23年法律第186号）の危険物規制の対象となる、コンテナ又はキュービクルに収納された屋外設置の一定数量以上のリチウムイオン蓄電池設備に関して、当該設備が出火及び類焼対策が規定されているJIS規格等に準拠しており、かつ、消火困難性に応じた消火設備を設置する場合には、設備周辺の保有空地の幅の規制緩和や設備間の離隔距離の撤廃等の措置を講ずる。 | 令和5年度上期措置 | 総務省 |

(4) 電力システムに係る見直し

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|--|--|------------------------------|-------|
| 35 | 北海道エリアの出力変動対策要件により再エネ発電設備に併設した既設の蓄電池の見直し | 最新の再エネ設備導入量や北海道本州間の地域間連系線の運用実態等を踏まえたシミュレーションを行い、必要な調整力量等について検証し、出力変動対策要件により既に再エネ発電設備に併設されている蓄電池について、実際の運用データ等も踏まえて、将来的に当該蓄電池がどのように活用可能であるかという点やその在り方について検討し、必要な措置を講ずる。 | 令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 36 | 北海道エリアにおける蓄電池募集プロセスの取りやめ | 再エネ事業者を対象とした発電設備系統接続条件としての蓄電池募集プロセスのI期の残余分及びII期の募集は取りやめる。 | 令和5年度上期措置 | 経済産業省 |
| 37 | 非FIT再エネについての出力抑制時の金銭的精算の実施 | 卒FIT電源やFIP電源等の限界費用が0 [円/kWh] の非FIT再エネについて、現行の調整電源と同様、ゲートクローズ後に送配電事業者が指示する出力制御に応じた場合の金銭的な精算の在り方を検討し、その結果を踏まえて必要な場合は、措置を講ずる。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |

| | | | | |
|----|-----------------------------|---|---------------------------------------|-------|
| 38 | 再エネ設備併設蓄電池の有効活用に向けた措置 | 全国のFIT・FIP認定を受けた再エネ発電設備に併設される蓄電池（北海道エリアにおける変動緩和要件が課されている蓄電池を含む。）について、系統側からの充電を認めるとともに、系統側から充電された電気量と発電設備側から充電された電気量を計量し、その比率で按分した発電設備由来の電気量については、FIT買取・FIPプレミアム交付の対象とするため、必要なシステムの運用を検討し、必要な措置を講ずる。 | 令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 39 | 容量市場における蓄電池の扱いの見直し | 容量市場における蓄電池の扱いについて、現状、発動指令電源にのみ区分されているが、それに加えて、一定規模以上の蓄電池について、安定電源にも区分されるよう検討し、必要な措置を講ずる。 | 令和5年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 40 | 容量市場における発動指令電源の電源等の登録手続の見直し | 経済産業省は、諸外国とは異なり、容量市場における発動指令電源は、落札後18か月以内に電源等を登録する必要があるところ、電源等リストの提出から実効性テストまでの期間について、運用状況を踏まえ、手続期間を短縮していく方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。 | 令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 41 | 容量市場における1地点複数電源の応札可能化 | 経済産業省は、容量市場において、「1地点複数電源区分（変動電源と発動指令電源の組合せ）」の応札は認められていないところ、変動電源と発動指令電源の組合せについて、各電源から供給した分を区分計量できる場合の、容量市場のリクワイアメント及びその確認方法について技術的な実現可能性を確認しながら検討を行い、必要な措置を講ずる。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 42 | 需給調整市場における計量方法 | 経済産業省は、需給調整市場にディマンドレスポンスで参画する場合、現状は需要家の引込み地点（受電点）で計量及びベースライン設定を行うこととなっているところ、受電点より下部のメータで計量及びベースライン設定を行うことを可能とするために詳細な業務フロー設計等必要な措置を講ずる。 | 令和8年度措置 | 経済産業省 |
| 43 | 再給電方式に係る見直し | 送電線の利用ルールについては、メリットオーダーを追求していくが、市場主導型（ゾーン制、ノーダル制）への見直しは、システム開発等により一定の時間がかかる。そこ | a：令和5年措置 b：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |

| | | | | |
|----|-----------------------|--|--|-------|
| | | で、早期に再エネの出力制御量を減らすため、まずは再給電方式による混雑処理を開始したところ、順次、以下の導入を進める。 a 基幹系統への再給電方式（一定の順序）を導入する。 b 基幹系統の導入状況も踏まえ、ローカル系統の混雑処理を検討する。 | | |
| 44 | 送電線利用・出力制御ルールの見直し | 市場主導型（ゾーン制、ノードル制）への見直しを検討し、早急な実現を目指す。 | 令和5年度以降可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 45 | 送配電系統に係る情報の開示等 | a ローカル系統については、発電事業者が最適な運転をできるように、予想潮流及び潮流実績等の情報公開の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。 b ノンファーム型接続において、系統制約に係る将来の出力制御の見通しの情報公開について検討し、必要な措置を講ずる。 | a：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 46 | 配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大 | 配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大については、当面、分散型エネルギーリソースを活用したNEDOの事業プロジェクトにおいて必要となる要素技術等の開発・検証を進め、社会実装に向けた方向性を取りまとめる。この結果を踏まえ、配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大の必要性を検討する。 | 令和6年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 47 | 需給ひっ迫警報等の対応手続の改善 | 需給ひっ迫時等に需要側の対応を期待するためには、需給状況が事前に需要側に伝えられることが前提になる。令和4年3月の東京エリアにおける需給ひっ迫等を踏まえ、手続の改善について検討し、必要な措置を講ずる。 a エリア予備率及び広域予備率について、週間・翌日・当日の3段階で公表しているところ、翌々日の段階においても需給見込みを公表する。 b 需給ひっ迫時の対応を検証した上で、その結果に基づき、需給ひっ迫時の手続を合理的で分かりやすいものに見直す。 | 措置済み | 経済産業省 |
| 48 | ディマンドリスポンスが自然に発動される合理 | a 令和4年3月の東京エリアにおける需給ひっ迫時の5GWの節電について、内訳（需要家の種類、節電量、ディマンドリスポンス | 措置済み | 経済産業省 |

| | | | | |
|----|--|---|--------------------------------------|-------|
| | 的な仕組みの構築 | 契約によるものか、要請に応じたものか、送配電事業者経由か、小売事業者経由か等)を調査・検証する。 b その上で、今後このような節電が対価に基づいて自発的に行われる仕組みを検討し、必要な措置を講ずる。 | | |
| 49 | 昨今の自然現象を踏まえた必要供給予備力の確保 | 昨今の自然現象を踏まえ、調整力公募の電源Ⅰ'や電源Ⅰに相当する部分で必要量が十分確保されているか、改めて検証し、必要な措置を講ずる。 | 措置済み | 経済産業省 |
| 50 | 需給ひっ迫時に自家発電やディマンドレスポンスが調整力として提供される仕組みの構築 | 需給ひっ迫時において、自家発電やディマンドレスポンスのkWh価値が提供されるよう、調整力公募の電源Ⅱ'、電源Ⅱ及び今後それに相当する部分(令和6年度以降、電源Ⅰ'と類似の機能を担う容量市場の発動指令電源及び電源Ⅱからその機能を引き継ぐ需給調整市場)について、自家発電やディマンドレスポンスも対象に含まれていること及びkWh価格には機会費用を含めることができることを経済産業省等のホームページにおいて周知する。 また、容量市場における発動指令電源等については、需給ひっ迫時等において、活用できることとしており、必要な措置を講ずる。 | 令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 51 | 電力価格高騰を踏まえた需要家への情報提供の充実化 | 電力価格が高騰している中、需要家への電気料金に係る適切な情報提供がより重要となっているところ、 a 市場連動型料金メニューや燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売り供給を行う際には、需要家に対し、その仕組みやそれによる電気料金への影響などについて情報提供を行う。 b 小売電気事業・供給契約そのものや、料金水準の変動のリスクが顕在化してきている中で、料金メニューのリスクなどが十分に需要家に理解されるよう、情報提供の充実化について更なる検討を行い、必要な措置を講ずる。 | a: 措置済み b: 令和5年検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 52 | 新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた行為規 | 経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、 a 顧客情報を管理する情報システムの物理分割及びアクセス権限の管理を徹底させる | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |

| | | | | |
|----|---|---|-----------------------------------|-------|
| | 制の在り方の見直し | ため、必要な措置を検討し、講ずる。 b 災害時等における一般送配電事業者と旧一般電気事業者の情報共有の在り方を検討する。 | | |
| 53 | 新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた一般送配電事業者の中立化のための措置 | 新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、一般送配電事業者の中立性を確保する観点から、経済産業省は、一般送配電事業者の役職員について、特定関係事業者との間での人事交流（出向・転籍等）の適切な在り方について検討する。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 54 | 内外無差別な卸売等に向けた措置 | 経済産業省は、公正取引委員会から電力・ガス取引監視等委員会に対し、公正な競争を阻害する可能性のある行為について、情報提供がされたことを踏まえ、当該情報提供事案についてヒアリングを行い、その結果に応じて適切に対応する。 また、今後、小売電気事業の健全な競争の実現に向け、発電事業者に対する卸売における内外無差別を強化するための方策（制度措置、行政措置の要否含む。）を検討し、必要な措置を講ずる。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 55 | 旧一般電気事業者のコンプライアンスの強化 | 経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえたコンプライアンスの徹底に向けて、次に掲げる内容も参考に、必要な指導を行う。 a コンプライアンスを含め内部監査を行う組織について、外部専門家を入れるなど、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立性を高める。 b aにおける組織の意見も聞きつつ、社員に対して徹底したコンプライアンス教育を実施する。 | 令和5年度上期可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 56 | 新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案及びカルテル事案を踏まえた電気事業法上の罰則の強化 | 経済産業省は、事業者の法令違反行為の抑止効果を高めるため、 a 新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた罰則の強化について、その必要性や妥当性等について検討し、必要な措置を講ずる。 b カルテルを含む電気事業の健全な発達を阻害する行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |

| | | | | |
|----|------------------------------------|---|-------------------------------|---------|
| | | 律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)との関係に留意しつつ、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく規律の強化を検討する。 | | |
| 57 | 新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた行政上の制裁の強化 | 経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、再発防止に向けた行政上の制裁としての電気事業者に対する業務停止命令などの行政上の制裁について、その必要性や妥当性等について検討し、必要な措置を講ずる。 | 令和 5 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 58 | 電力・ガス取引監視等委員会の機能強化 | 経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえ、再発防止に向けて、電力・ガス取引監視等委員会について、諸外国の類似した規制機関の例も参考に、独立性を前提に監視機能強化について検討する(当該委員会の職員を増強する(特に専門性の高い外部出身者の割合を増やす。)など)。 | 令和 5 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 59 | 電気事業者の組織の在り方の検討 | 経済産業省は、電気事業者の組織の在り方について、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえつつ、2013 年の電力システム改革報告書に基づき、次のような点について引き続き検討する。 a 旧一般電気事業者の送配電部門の所有権分離についてその必要性や妥当性、長所・短所を含めて検討する。 b 電気事業者の発電部門と小売部門の組織の在り方に関し、発販分離及び会計分離については、各事業者の事業戦略に基づき選択可能であるという前提の上で、検討する。 c 小売電気事業の健全な競争を実現するため、各エリアにおいて新たな有力選択肢となり得る小売電気事業者の創出のための環境整備について検討する。 | 令和 5 年度を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 60 | 独占禁止法上の厳正な対処 | 公正取引委員会は、旧一般電気事業者の小売部門によるカルテル事案等を踏まえ、電力分野において、独占禁止法上問題となる事実が認められた場合は、引き続き、独占禁止法上のあらゆる手段を排除せず、厳正・的確に対処する。 | 令和 5 年度以降継続的に措置 | 公正取引委員会 |

(5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|-----------------------------------|---|--|-------|
| 61 | 電気保安規制の主任技術者制度に係る見直しの検討 | 経済産業省は、電気主任技術者制度において、監督可能な事業場数に関しては統括及び兼任について、点検頻度及び点検方法等に関してはそれぞれ兼任及び外部委託について、一律に求められている現行規制の趣旨・目的や規制の科学的根拠・合理性について、諸外国の規制との比較や保険制度の適用等も含めて調査し、審議会での議論を基に、結論を得て、必要な規制見直しを実施する。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 62 | 主任技術者制度における2時間以内の到着要件に係る規制の見直しの検討 | 経済産業省は、電気主任技術者制度において、 a 統括、兼任及び外部委託の場合それぞれについて一律に求められている設備への2時間以内の到着要件について、洋上風力や僻地の太陽光といった、その個々の事情に鑑みて直ちに現行の規制・運用を柔軟化することが適当と考えられるものについて必要な見直しを実施する。 b 外部委託の場合について、2時間以内に到達できる者を主任技術者本人でなく担当技術者とすることができる組織形態を許容することを検討し、必要な措置を講ずる。また、仮にその制度的措置が可能と認められる場合には、外部委託制度において受託可能な設備区分の全てをその対象とすることが可能であるかについても併せて検討し、必要な措置を講ずる。 | a：令和5年度措置 b：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 63 | 外部委託制度における月次・年次点検周期や換算係数・圧縮係数の見直し | a 経済産業省は、自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、告示等にて点検頻度（例：月次点検を1月に1回以上実施、年次点検を1年に1回以上実施など）を定めているところ、スマート保安技術を実装し、高い保安レベルを確保している事業者に対する点検頻度の見直しについて、必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、スマート保安プロモーション委員会等を活用してスマート保安技術等を実装し保安レベルが確保されるか否かを確認した上で、随時換算係数・圧縮係数の見直しを併せて行う。 | 令和5年度措置 | 経済産業省 |

| | | | | |
|----|------------------------------------|---|--|-------|
| 64 | 外部委託の対象となる電圧・出力規模の拡大 | <p>経済産業省は、電気主任技術者制度について、外部委託の対象となる電圧・出力を特別高圧で系統連系する設備まで拡大することに関して、諸外国の規制・制度等を調査した上で、我が国の電気保安規制の制度趣旨も踏まえつつ検討し、下記の設備についてそれぞれ必要な措置を講ずる。</p> <p>a 太陽電池発電設備及び風力発電設備 b 上記以外の再生可能エネルギー発電設備及び需要設備</p> | <p>a：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> | 経済産業省 |
| 65 | ダム水路主任技術者に係る実務経験年数の見直し | <p>経済産業省は、将来的な人材不足が懸念されるダム水路主任技術者の免状取得に当たり求められている実務経験年数について、講習受講等による実務経験年数の短縮を図るため必要な措置を講ずる。</p> | 令和5年度上期措置 | 経済産業省 |
| 66 | 風力発電の電力保安通信用電話設備の在り方の見直し | <p>一定規模以上の風力発電設備に設置が要求される電力保安通信用電話設備について、衛星電話等のその他の手段の活用により、非常時に確実に必要な保安上の措置をとることができる手段を講ずれば、専用の通信用電話設備の設置を免除することについて検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 67 | 風力発電設備の工事計画届出に係る審査の迅速化に向けた情報発信 | <p>風力発電設備の工事計画届出に係る技術基準の審査の迅速化を目的として、経済産業省は、登録適合性確認機関に対し、実際の審査で蓄積された審査のポイントなどを事業者公表するよう指導する。</p> | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 68 | 郊外型水素スタンドにおける散水装置への上水道からの水の直接供給の許容 | <p>郊外型水素スタンドにおいては、現状、防火水槽の設置が求められ、当該防火水槽を通じて散水装置に水を供給することが必要とされているところ、都市型水素スタンドと同様に、上水道から散水装置への水の直接供給が認められるよう必要な措置を講ずる。</p> | 令和5年度措置 | 経済産業省 |

(6) その他

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|----------------------------------|---|---------------|-------|
| 69 | 生産緑地地区内における売電を行う営農型太陽光発電設備の設置の実現 | <p>現行制度上認められている、農産物等の生産のために必要な太陽光発電設備だけではなく、営農の確保を前提に売電を行う営農型太陽光発電設備についても、農業関係者のニーズ・要望を待って、生産緑地地区内で地域</p> | 可能な限り早期に検討・結論 | 国土交通省 |

| | | | | |
|----|---------------------------------|---|---|-------|
| | | 住民の理解を得た上で設置できるよう措置を検討する。 | | |
| 70 | 農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定 | 農林水産省は、2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の策定のため、令和5年度が目標年度となっている農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）に基づく基本方針の目標の見直しを行う。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。 | 令和5年度内の措置を目指す | 農林水産省 |
| 71 | エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正 | a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。 c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。 | 令和5年措置 | 農林水産省 |
| 72 | 非化石証書に係るトラッキング形式の改善 | FIT証書及び非FIT証書のトラッキングは、非化石証書の購入者に対し、希望する電源の属性状況を約定後に後付けする形式を採用しているが、令和4年10月に「RE100」における再エネ調達手法などを定める技術要件が改訂され、再エネ調達の要件として、運転開始から15年以内であることが追加された。これも踏まえ、再エネ価値取引市場及びエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）に基づく市場において以下の措置を講ずる。 a 稼働開始年月を需要家が選択して調達可能とするために必要な措置 b 入札の際にトラッキング情報として、電 | a：令和5年度上期措置 b：令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |

| | | | | |
|----|-----------------------------------|---|----------------------------------|--------------|
| | | 源種別及び産地情報を需要家が選択して調達可能とするために必要な措置 | | |
| 73 | 太陽光発電設備の更新・増設時のFIT・FIP価格に係る見直し | 現状、太陽光発電設備の合計出力が3kW以上又は3%以上増加した場合、更新・増設部分だけでなく、既設部分も含めて最新のFIT調達価格・FIP基準価格に変更されることとされているところ、更新・増設を促すため、既設部分と更新・増設部分を切り分けて価格を設定すべく必要な措置を講ずるとともに、当該更新・増設の内容を含む措置の適用条件の設定に当たっては、国民負担の増大の抑制を前提に、合理的な基準となるよう必要な措置を講ずる。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 74 | 小規模な再生可能エネルギー発電設備に係る情報の地方公共団体への提供 | 地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）において求められる再エネ利用促進の目標策定等に適切に対応するため、再エネ導入量の把握、再エネ導入目標の策定及び進捗管理等に活用できるよう、FIT以外の再エネに係る情報についても地方自治体に共有することが重要であることから、 a 令和4年6月22日の電気事業法の改正により、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備及び20kW未満の風力発電設備について、基礎情報の届出制度が創設されたが、この制度で収集した基礎情報を基に都道府県・市町村ごとの小規模事業用電気工作物の合計出力について、適切に公表する。 b 系統接続されている10kW未満の太陽光を含む発電設備の最大受電電力及び逆潮流量等について、都道府県・市区町村ごと、電源種別ごとに国で情報把握できるよう必要な措置を講ずる。 c bで把握した情報について、地方公共団体に適切に情報提供する。 | a：令和7年度措置 b：措置済み c：令和5年度措置 | 経済産業省 環境省 |
| 75 | 地熱発電事業の円滑な実施に向けた制度の取扱いの明確化 | 地熱発電事業に係る独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の債務保証制度について、FITの一旦認定であっても採択可能であることを適切な文書等に明記して公表する。 | 措置済み | 経済産業省 |
| 76 | 「地域脱炭素のための促進区域 | 「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」における、地球温暖化対 | 措置済み | 環境省 |

| | | | | |
|----|---|---|-----------------|---|
| | 設定等に向けた「ハンドブック」における大規模風力発電施設に係る保安林に関する記載の明確化 | 策の推進に関する法律に基づき都道府県が定める促進区域の設定に関する基準（以下「都道府県基準」という。）の例示において、大規模風力発電施設に関して、促進区域に含めない区域の例として保安林の記載がある。これはあくまで、都道府県基準の策定例を示したものであり、基準の具体的な内容は、地域の自然的社会的条件に応じて、各都道府県において決定されるものである。一方で、都道府県基準において、一律に保安林が促進区域の対象外であると解されることがないように、分かりやすさの観点から、当該ハンドブックに注意書きを記載する等の必要な措置を講ずる。 | | |
| 77 | 風況観測方法の改善 | 浮体式の洋上風力の設置促進の前提として、フローティングライダーでの乱流強度計測を円滑に実施することが重要であるところ、乱流強度計測技術も含めてフローティングライダーの精度検証及び観測手法の確立に向けて必要な措置を講じ、その成果を公表する。 | 措置済み | 経済産業省 |
| 78 | 送電線等の道路占用許可の運用改善 | 一般的に占用の許可等の手続に際して道路占用に係る許可の判断に必要となる範囲を著しく超えた過度な資料の提出を求めるとや、他の占用申請者との不公平な取扱いを行うことは妥当ではないため、占用の許可等の手続に当たって適正な運用を行うよう、国及び地方公共団体の関係機関に対して通知を発出する等の措置を講ずる。 | 措置済み | 国土交通省 |
| 79 | 再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のPDCAの改善 | 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(令和3年10月22日公表)における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで6.0GW(以下「GW導入目標」という。)分の導入が見込まれているが、環境省及びその他各府省庁は、GW導入目標の達成に向けたPDCAを回す仕組みとして連絡会議を設置し、当該連絡会議を活用して、施設種別のkWベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標の策定・精緻化も含め、G | 令和5年上期措置、以降順次措置 | 環境省 内閣官房 内閣府 宮内庁 警察庁 こども家庭庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 |

| | | | | |
|--|--|-------------------------------------|--|--|
| | | W導入目標の着実な達成に向けて適切に調整を行うなど必要な措置を講ずる。 | | 経済産業省 国土交通省 防衛省 人事院 会計検査院※ <small>※内閣から独立した機関であるが、趣旨を踏まえ、オブザーバーとして参加している。</small> |
|--|--|-------------------------------------|--|--|

<地域産業活性化分野>

(7) eMAFF 地図の積極活用

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|---------------|--|---------------------|-------|
| 5 | eMAFF 地図の積極活用 | a 農林水産省は、農地の表示方法をポイント表示からエリア表示（ポリゴン表示）へ改良する。 b 農林水産省は、農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）の活用が進むよう、他省庁が運用するシステム等との連携を可能にするためのAPIを実装する。 | a：措置済み b：令和5年度措置 | 農林水産省 |